

キャッシュカードを 暗証番号と一緒に 手渡してしまうと・・・ (第二十八弾)



本年も、特殊詐欺被害防止に役立つ話題をご提供させていただきますので、ぜひお読みいただければ幸いです。

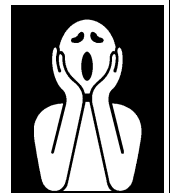
さて、ここから本題に入ります。
本号のタイトルは

キャッシュカードを
暗証番号と一緒に
手渡してしまうと・・・

となっておりますが、このあと何が起こるのかは、お伝えする必要がないほど明らかです。

その通り！

大切な預金が、犯人に
引き出されてしまいます。



昨年末、鳥取県内で実際に発生した特殊詐欺

ケース
1

鳥取市内において、市役所職員をかたる人物から「還付金がある」「口座番号とキャッシュカード番号を教えてください」と電話があり、自宅に来た人物に暗証番号と一緒にキャッシュカードを手渡した。

ケース
2

倉吉市内において、市役所健康保険課職員をかたった犯人が「元号が変わって手続きが必要です」「キャッシュカードが必要です。」などと電話をかけてきて、これを信じた被害者は、自宅に訪問してきた銀行員をかたる男性にキャッシュカードを渡し暗証番号も伝えてしまった。

これらのケース以外に、同様の特殊詐欺被害が同時多発的に発生しており、いずれのケースもキャッシュカードを手渡してから数時間以内で、預金が上限額いっぱい引き出されています。



これだけ覚えて!!!
今月のおさらい

- ・知らない人に
キャッシュカードを渡さない!
- ・知らない人に
暗証番号を教えない!

キャッシュカードをごせえってか?
いやいや、おかしいでそれ! ちょっと警察に相談してみようや。

智頭警察署 0858-75-0110
警察総合相談電話 #9110

11月26日、倉吉市内において、改元に便乗した手口の詐欺が発生しました。
市役所健康保険課職員をかたった犯人が「元号が変わって手続きが必要です。キャッシュカードがいます。」などと電話をかけてきて、これを信じた被害者は、自宅に訪問してきた銀行員をかたる男性にキャッシュカードを渡し暗証番号も伝えてしまいました。

